

上富田町告示第 48 号

下記規則を公布する。

令和 8年 4月 1日

上富田町長 奥 田 誠

記

1. 上富田町財務規則の一部を改正する規則

上富田町財務規則の一部を改正する規則

〔 令和 8 年 4 月 1 日 〕
規則第 4 号

上富田町財務規則（平成 25 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条を次のように改める。

（支出負担行為）

第 36 条 支出負担行為をするときは、支出負担行為票により、支出決定権者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の経費以外の経費に係る支出負担行為については、支出負担行為兼支出命令書により支出決定権者の決裁を受けることができる。

- （1） 委託料
- （2） 工事請負費
- （3） 公有財産購入費
- （4） 負担金、補助及び交付金

3 支出決定権者の決裁を受けた後は、支出負担行為票又は支出負担行為兼支出命令書により直ちに会計管理者に通知しなければならない。

第 88 条第 2 項中「3 万円」を「5 万円」に改める。

第 90 条第 1 項第 1 号及び第 95 条第 5 項ただし書中「10 万円」を「20 万円」に改める。

第 136 条に次の 1 項を加える。

2 指定金融機関等は、前項の規定にかかわらず、公金の収納又は支払に関する書類について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成し、当該電磁的記録を保存することをもって書類の保存に代えることができる。この場合において、紙の書類は廃棄することができる。

別表第 3 18 負担金、補助及び交付金の項支出負担行為の範囲の欄中「決金額」を「決定金額」に改める。

別表第 4 4 過年度支出の項支出負担行為に必要な書類の欄中「契約書」を「内訳書」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。